

# 介護保険料が決まりました

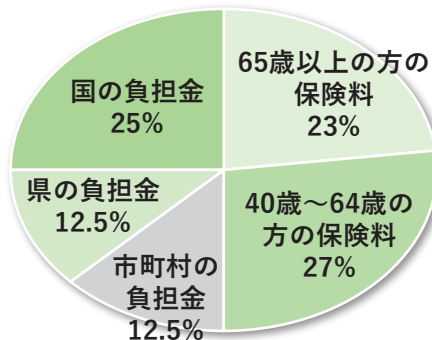
問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

介護保険料は、介護保険サービスなどの提供に必要な費用の一部を皆様にご負担いただくものです。諏訪圏域の実情に合わせて、3年ごとに介護保険料が見直されます。高齢化にともなう介護費用の増加により、介護保険料も上昇の傾向にありますが、低所得の人を対象に国や県、市町村が保険料軽減に必要な費用の一部を負担し、保険料の上昇を軽減しています。

65歳以上の方の介護保険は、介護サービスや介護予防にかかる費用などから算出された**基準額**をもとに、所得等に応じて段階別に設定されます。

「諏訪広域連合」が保険者となり、共同で運営しているため、諏訪地域6市町村は同じ**基準額**になります。

第7期の介護保険の財源（利用者負担分は除く）



## 【平成30年度の介護保険料】（平成27～29年度の各段階の保険料年額と変わりません）

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額
本人	世帯			
非課税	非課税	高齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.40) 第2段階 (基準額×0.65) 第3段階 (基準額×0.70) 第4段階 (基準額×0.90) 第5段階 (基準額)	25,680円 41,730円 44,940円 57,780円 64,200円
		80万円以下の方		
		80万円を超えており120万円以下の方		
		120万円を超えている方		
		○ 80万円以下の方		
課税	○ 課税	前年の合計所得金額	第6段階 (基準額×1.05) 第7段階 (基準額×1.10) 第8段階 (基準額×1.35) 第9段階 (基準額×1.60) 第10段階 (基準額×1.70) 第11段階 (基準額×1.90) 第12段階 (基準額×2.05) 第13段階 (基準額×2.20) 第14段階 (基準額×2.35)	67,410円 70,620円 86,670円 102,720円 109,140円 121,980円 131,610円 141,240円 150,870円
		○ 80万円未満の方		
		○ 80万円以上125万円未満の方		
		○ 125万円以上200万円未満の方		
		○ 200万円以上300万円未満の方		
		○ 300万円以上400万円未満の方		
		○ 400万円以上600万円未満の方		
		○ 600万円以上1,000万円未満の方		
		○ 1,000万円以上1,500万円未満の方		
○ 1,500万円以上の方				

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。